１　手帳

（１）　身体障害者手帳　身

✿内容

身体障害者手帳は、身体に一定の障がいのある人に対して、身体障害者福祉法に基づき交付されるものです。各種の福祉サービスを受けることができます。

障がいの程度は、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能であり、１級から６級まであります。

✿対象者

負傷・病気・先天性の疾病などにより、身体に一定の障がいのある人

✿お持ちいただくもの

各種手続き	お持ちいただくもの			
	写真	診断書	手帳	その他
新たに手帳を取得したいとき（新規申請）	○	○	―	※1
手帳を紛失したとき（再交付申請）	○	―	―	
手帳の破損・写真交換したいとき（再交付申請）	○	―	○	
障がいの程度が変更または追加したいとき（再交付申請）	○	○	○	
住所・氏名が変わったとき（変更届）	―	―	○	
本人が亡くなったとき	―	―	○	※2

○ 写真について・・・ タテ４ｃｍ×ヨコ３ｃｍ（スナップ写真可）１枚
脱帽・上半身で顔が明確にわかるもの、１年以内に撮影されたもの

○ 診断書は、県の指定医師が作成します。指定医師については、病院または社会福祉課で確認してください。

○ その他について

※１・申請者のマイナンバーのわかるもの（通知カード、個人番号カード、住民票等）
・申請者の本人確認書類（運転免許証等）：個人番号カード持参、代理人申請の場合は不要
≪代理人が申請する場合≫
代理人委任通知書、代理人の本人確認書類（運転免許証等）、申請者（委任者）の印鑑

※２・届出人の本人確認書類（運転免許証等）

○ 市外へ転出する場合は、転出先の市区町村役場の福祉担当課へ居住地変更の届出をしてください。